

[F A X 1 1 9 ^{ばん} 番]

[eメール119 ^{ばん} 番]

りようあんないしょ
ご利用案内書

~ ^{ちょうかくしょうがいなど} 聴覚障害等 ^{しょうがいしゃてちょう} の障害者手帳を
も
お持ちのみなさんへ ~



おおつししょうぼうきょく
大津市消防局

1. [FAX119番]と[eメール119番]とは

お お つ し しょう ぼう きょく
大津市消防局の [FAX119番][eメール119番]は、お お つ し ない
たい しょう
対象として FAX 及び 携 帯 電 話 機 ・ パ ソ コ ン か ら 1 1 9 番 通 報 (火 事 や
きゅうきゅうしゃ きんきゅうつうほう
救急車などの緊急通報) が できる も の で す 。



2. 利用できる方は

お お つ し ない きょじゅう
大津市内に居住する 聴 覚 障 害 等 で、げんそく
しょうがいしゃてちょう こうふ
原則として 障 害 者 手 帳 の 交 付 を 受
かた たいしょう
けている方が対象です。



3. 利用方法は

(1) 申込みについて

利用申請書は次のところにあります

大津市消防局のホームページ

大津市障害福祉課の窓口



申込みには、次の3つの方法があります。

申請書に記入し郵送する

【郵送先】〒520-8575

大津市御陵町3番1号 大津市消防局 通信指令課

申請書をファックスで申し込む。

【送付先】大津市消防局 通信指令課

FAX 522-4657番（お間違えのないように）

大津市障害福祉課の窓口で申し込む。

(2) 利用申請後の利用開始通知

お申込みの後、概ね1週間で登録し[FAX 119番]を申請された方

には登録した旨のFAX連絡用紙を送信します。また、[eメール119番]を申請された方には「(例) eメール119番利用の登録をしました。大阪市消防局 eメール119番通報専用のメールアドレスは、
@ で 年 月 日 時 分からご利用できます」とメールで通知します。通知が届きましたら、確認のため折り返し「登録を確認しました」と返信メールを送ってください。

[FAX119番]と[eメール119番]を重複し申請された方には両方に登録完了連絡を行います。

(3) 申請事項の変更及び利用の廃止する場合は、申込みと同じ書類を提出してください。

4.[FAX119番]と[eメール119番]での通報できる時間は

大阪市消防局通信指令課(119番通報を受付するところ)で365日24時間いつでも通報を受付けします。

5. 通報のしかた

[FAX 119番]

[FAX 送信用緊急連絡用紙]に必要事項を記入し119番に送信してください。

緊急連絡用紙は大津市消防局のホームページで掲載するとともに、大津市障害福祉課でも配布しています。

なお、従来の福祉FAXは「(525)7030番」は使用できません。

[eメール119番]

次の事項を入力してください。

火事か救急か

場所

今の状況（何が燃えているか・どこが苦しい）

目標となる建物等（できれば入力してください）

あなたの氏名・年齢・性別



【通報例（救急の場合）】

救急です。

大津市御陵町3番1号

胸が苦しい

目標は大津市役所の隣です

大津太郎 歳 男



6. 通報後どうすればいいか

[FAX 119番][eメール 119番]は大津市消防局通信指令課で

受信し、消防車・救急車に出動指令します。その後、通報されたFAX又

はメールで返信します。返信メールが届かない場合は、あなたの通報が

しょうぼうきょく とど かのうせい さいどそうしん
消防局に届いていない可能性がありますので、再度送信してください。(

つうほう ちょうふく
通報は重複してもかまいません)

【つうほう へんしんれい
通報の返信例】

こちらはお おつ 大津市消防局です。

あなたのきゅうきゅうつうほう 救急通報メールを じ 時 ぶん 分にじゅしん 受信しました。

きゅうきゅうしゃ しゅつどう
救急車が出動しました。



7. ^{ちゅうい} 注意すること

- (1) [eメール 1 1 9 番]はインターネット回線等を使用していますので、
回線が混雑している時や保守管理・電波状況によりメールが遅れたり、届かない場合があります。
- 返信メールが届かない場合は再送信するか他の通報手段で通報してください。
- (2) あらかじめ申請された住所以外からの通報は、メールのやりとりにより場所を特定しますので、消防車・救急車の到着が遅れる場合があります。
- (3) [eメール 1 1 9 番]の通報場所は天津市内に限ります。天津市外におられる場合は、近くの人に助けを求めるなどの他の手段で通報してください。
- (4) 申請なくメールアドレスを変更された場合やメール受信を拒否設定されている場合はメールが届きませんのでご注意ください。
- (5) [F A X 1 1 9 番][eメール 1 1 9 番]の利用に伴う回線等の料金

負担は利用者負担となります。(申請等の手数料はありません)

万一の時に備えてすぐに使えるように[FAX 119番]は「緊急通報用紙」を[eメール 119番]はeメール 119番アドレスや通報例を事前に準備しておいてください。

(6) eメール 119番アドレスは、他の人に教えないでください。

(7) eメール 119番アドレスは、緊急通報用ですのでお問い合わせなどに対応することはできません。

(8) 緊急以外の消防に関するeメールでのお問い合わせは次のアドレスにお願いします。

メールアドレス : otsu2355@city.otsu.lg.jp

eメール 119番の利用申請書及びFAX 119番緊急通報用紙は次のホームページにも掲載していますので利用してください。

ホームページ : <http://www.city.otsu.shiga.jp/fire/>

メールによる利用申請は行っておりませんのでご注意ください。

(9) 身体障害者手帳の登録内容について大津市障害福祉課に照会します。





と い あ わ さ き
【お問合せ先】

お お つ し し ょ う ぼ う き ょ く つ う し ん し れ い か
大津市消防局 通信指令課

〒520-8575

お お つ し ご り ょ う ち ょ う ば ん ご う
大津市御陵町3番1号

電 話 (077) 522-0119

FAX (077) 522-4657

ホームページ : <http://www.city.otsu.shiga.jp/fire/>

メールアドレス : otsu2355@city.otsu.lg.jp